

教職員の負担軽減・多忙化解消について

1 趣 旨

教職員が児童生徒としっかり向き合い、効果的な教育活動を行うためには、教職員の業務負担を軽減し多忙な状況を解消していくことが不可欠である。

これまでも、いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置や、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの増員、部活動指導員の配置の拡充など人的拡充を図るとともに、給食費の公会計化、校務支援システムの導入、児童生徒の作品応募について教育委員会ホームページへの掲載、運動部活動方針の策定など、教職員の負担軽減を図る取り組みを行ってきた。

また、教員の勤務時間に係る条例・規程を改正し、令和2年4月から、正規の勤務時間外の在校等時間を「1か月において45時間以内」、「1年において360時間以内」とする上限を定め、今後、教職員の負担軽減に向けた取り組みをさらに進めることとしている。

2 近年の主な取組

① 校務支援システム運用等推進 (H29～)

成績処理から通信票、指導要録作成等を全校共通のシステムとすることで効率化、標準化を図り、児童生徒に関する情報を教職員間で共有する。

② 夏季学校閉庁日の導入 (H29～)

学校閉庁日 (H29 2日, H30 3日, R1 4日) を拡充することにより、年次有給休暇取得促進を図る。

③ 「運動部活動方針」の策定 (H30)、「文化部活動方針」の策定 (R2)

部活動時間の適正化や休養日の設定等を示し、各学校の負担軽減を図る

④ 部活動指導員の配置 (H30～)

単独で部活動指導を担うことができる「部活動指導員」を市内数校に配置することで、教員の負担軽減とともに部活動指導の充実を図る。

⑤ 学校給食費公会計化 (H31～)

自校調理を行っている学校の給食費を学校納付金から市の予算に計上し管理する「公会計方式」に改め、その事務を教育委員会に一元化するシステムを稼働することにより、学校の負担軽減を図る。

⑥ 教員の時間外在校等時間の上限の導入 (R2～)

国の指針等を受け、教育委員会として、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量を適切に管理すること等を目的とし、「仙台市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」を改正。

また、業務の量を適切に管理するための時間外在校等時間の上限を定めることを内容とし、「仙台市教育職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を改正。

【時間外在校等時間の上限時間】

原則の上限	児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限
① 月 45 時間以内	① 月 100 時間未満 ② 年 720 時間以内
② 年 360 時間以内	③ 月 45 時間超 6 月以内 ④ 2～6 月平均 80 時間以内

⑦ 電話自動音声案内の導入 (R2~)

全市立学校（園）に正規の勤務時間外の入電に対する電話自動音声案内を導入することにより、教職員の勤務時間外の業務負担の軽減を図る。

⑧ 仙台市「学校における働き方改革を進めるための取組」事例集発行 (R2)

仙台市立学校が、職員の勤務や職場環境改善のために行ってきた意識改革や体制づくりに関する取組をまとめ、各学校へ通知。